

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 消費生活用製品安全法施行令の一部改正

一 子供用特定製品

消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）第二条第四項の子供用特定製品は、別表第一第三号及び第十三号に掲げる特定製品とするものとする。こと。
（第三条関係）

二 取引デジタルプラットフォームにおける消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法
（第七条関係）

消安法第二条第八項第二号の政令で定める方法は、競り等の方法とするものとする。こと。

（第七条関係）

三 報告の徴収

1 消安法第四十条第一項の規定により主務大臣が届出事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の型式等（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）とするものとする。こと。
（第十四条第六項関係）

2 消安法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係る特定製品の検査記録の写しの内容等とするものとする事。

(第十四条第七項関係)

四 主務大臣及び主務省令

1 消安法第三十二条の三の規定による要請等に関する事項についての主務大臣は、経済産業大臣とするものとする事。

(第十五条第一項関係)

2 消安法第三十九条の二第一項の規定による要請に関する事項についての主務大臣は、当該要請に係る消費生活用製品の製造等の事業を所管する大臣とするものとする事。

(第十五条第三項関係)

3 消安法第四十六条の二の規定による公表に関する事項についての主務大臣は、当該公表に係る消費生活用製品の製造等の事業を所管する大臣等とするものとする事。

(第十五条第四項関係)

4 消安法第四十六条の二の規定による主務省令は、3に規定する主務大臣の発する命令とするものとする事。

(第十五条第七項関係)

五 権限の委任

1 消安法第四条第三項第四号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、古物営業法第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品の販売の事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする事。

（第十九条第三項関係）

2 消安法第六条等の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする事。

（第十九条第六項関係）

3 消安法第六条等の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の製造又は輸入の事業に係る本店等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（消安法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するものは、その本店等の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする事。

（第十九条第七項関係）

4 消安法第十四条等の規定に基づく経済産業大臣の権限は、特定輸入事業者である届出事業者にあつ

ては、その国内管理人の業務に係る事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする
と。
(第十九条第八項関係)

5 消安法第四十条第一項等の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入事業者である届出
事業者等に関するものは、当該国内管理人の業務に係る事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が
行うものとし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げないものとする事。
(第十九条第十二項関係)

第二 ガス事業法施行令の一部改正

一 取引デジタルプラットフォームにおけるガス用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法
ガス事業法第三百三十七条第三項第二号の政令で定める方法は、競り等の方法とするものとする事。
(第十六条関係)

二 報告の徴収

1 ガス事業法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が届出事業者に対し報告をさせることが
できる事項は、その製造又は輸入に係るガス用品の型式等(特定輸入事業者である届出事業者にあつ

ては、その国内管理人に関する事項を含む。）とするものとする。　（第十九条第九項関係）

2 ガス事業法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係るガス用品の検査記録の写しの内容等とするものとする。　（第十九条第十項関係）

三 権限の委任

1 ガス事業法第四百十条等の規定に基づく権限であつて、一の届出区分に属するガス用品の輸入の事業に係る国内管理人の事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものについては、当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。　（第二十一条第四項の表第二十四号関係）

2 ガス事業法第四百十条等の規定に基づく権限であつて、一の届出区分に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る本店等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（ガス事業法第四百十条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するものについては、本店等の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

(第二十一条第四項の表第二十五号関係)

3 ガス事業法第四百十八条等の規定に基づく権限については、特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の業務に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。と。
(第二十一条第四項の表第二十六号関係)

4 ガス事業法第七十一条第一項等の規定に基づく権限(ガス事業法第八十九条第一項等の規定により電力・ガス取引監視等委員会に委任されたものを除く。)等であつて、特定輸入事業者である届出事業者等に関するものについては、当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。こと。
(第二十一条第四項の表第三十一号(七)及び第三十三号関係)

第三 電気用品安全法施行令の一部改正

一 取引デジタルプラットフォームにおける電気用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法
電気用品安全法(以下「電安法」という。)第二条第三項第二号の政令で定める方法は、競り等の方法とするものとする。こと。
(第三条関係)

二 報告の徴収

1 電安法第四十五条第一項の規定により経済産業大臣が電気用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る電気用品の型式等（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）とするものとすること。

（第七条第一項関係）

2 電安法第四十五条第一項の規定により経済産業大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係る電気用品の検査記録の写しの内容等とするものとすること。

（第七条第三項関係）

三 権限の委任

1 電安法第三条等の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとすること。

（第十条第三項関係）

2 電安法第三条等の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品の製

造又は輸入の事業に係る本店等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（電安法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するものは、その本店等の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。こと。
（第十条第四項関係）

3 電安法第四十五条第一項等の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入事業者である届出事業者等に関するものは、当該国内管理人の事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げないものとする。こと。
（第十条第七項関係）

第四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正

一 取引デジタルプラットフォームにおける液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第二条第九項第二号の政令で定める方法は、競り等の方法とするものとする。こと。
（第五条関係）

二 報告の徴収

1 液石法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、届出事業者に対し、その製造又は輸入に

係る液化石油ガス器具等の型式等（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）について報告をさせることができるものとする。こと。（第十三条第七項関係）

2 液石法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し、当該届出事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等の検査記録の写しの内容等について報告をさせることができるものとする。こと。（第十三条第八項関係）

三 権限の委任

1 液石法第四十一条等の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する液化石油ガス器具等の輸入の事業に係る国内管理人の事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。こと。（第十七条第九項関係）

2 液石法第四十一条等の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業に係る本店等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（液石法第四十一条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するも

のは、その本店等の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 (第十七条第十項関係)

3 液石法第八十二条第一項等の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入事業者である届出事業者等に関するものは、当該国内管理人の事務所等を管轄する経済産業局長が行うものとし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げないものとする。 (第十七条第十七項関係)

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

- 一 この政令の施行期日について必要な規定を設けること。 (附則第一条関係)
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めること。 (附則第二条から第五条まで関係)